

令和6年度
木津川市国際交流協会
K. I. E. A.

総 会

日 時 令和6年5月18日(土)
午後1時00分～
場 所 木津川市中央交流会館

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 議 題

(1) 第1号議案 令和5年度事業報告

(2) 第2号議案 令和5年度決算報告

(3) 第3号議案 令和5年度会計監査報告

(4) 第4号議案 令和6年度事業計画(案)

(5) 第5号議案 令和6年度予算(案)

(6) 第6号議案 木津川市国際交流協会規約の一部改正

(7) 第7号議案 委員会組織変更について

(8) その他

6 閉 会

期 日	事 業 名	場 所
令和5年4月～ 令和6年3月	日本語教室開催 ※日本語教室委員会は各月に1回開催。	庁舎北別館
4月1日～3日	サンタモニカ受け入れ事業	中央交流会館等
5月20日	木津川市国際交流協会総会及び木津川市中学生海外派遣事業募集説明会	東部交流会館
5月31日	第1回災害時外国人支援ネットワーク会議	京都テルサ
6月9日	木津川市中学生海外派遣事業第一次審査会	市役所会議室
6月24日	ベトナムを知ろう	東部交流会館
6月25日	木津川市中学生海外派遣事業第二次審査会	市役所会議室
7月2日	木津川市中学生海外派遣事業事前研修会第1回及び説明会	東部交流会館
7月8日～9日	木津川市中学生海外派遣事業第2回、第3回事前研修会	山城町森林公園・庁舎北別館等
7月22日	木津川市中学生海外派遣事業第4回事前研修会	東部交流会館
7月29日	木津川市中学生海外派遣事業第5回事前研修会	東部交流会館
8月5日	木津川市中学生海外派遣事業第6回事前研修会	東部交流会館
8月16日～25日	中学生海外派遣事業	アメリカ
8月28日	中学生海外派遣事業市長報告会	市役所全員協議会室
10月1日	がいこくじんのためのぼうさいくんれん	市役所住民活動スペース
10月25日	第2回災害時外国人支援ネットワーク会議	京都テルサ
11月11日	第1回日本語支援ボランティア養成講座①	東部交流会館
11月12日	木の津まつり参加	中央体育館
11月18日	第2回日本語支援ボランティア養成講座②	東部交流会館
11月25日	第3回日本語支援ボランティア養成講座③	東部交流会館
11月26日	中学生海外派遣事業市民報告会	東部交流会館
12月10日	和東お茶ミニツアー	和東町
12月13日	第3回災害時外国人支援ネットワーク会議	京都テルサ
令和6年1月6日	木津川市国際交流協会OBOG会	中央交流会館
1月31日	京都府日本語教室ネットワーク会議（山城）	京都テルサ
3月1日	令和5年度災害時多言語支援センター設置・運営訓練	京都テルサ
3月23日	英語で世界を知ろう	東部交流会館
令和5年10月1日 ～令和6年3月31日	ペンパル事業実施	
	海外交流委員会会議	庁舎北別館・zoom等
	日本語教育・多文化共生委員会会議	庁舎北別館・zoom等
	広報委員会会議	庁舎北別館・zoom等
	その他役員会・理事会等	庁舎北別館・市役所会議室

令和5年度 決算報告

(収入の部)

単位：円

科目	予算	流用額	流用後予算	決算	備考
会費	230,000		230,000	182,000	会員91名(2,000円×71人、1,000円×20人) 法人10,000円×2社
補助金(京都市府地域日本語補助金を含む)	5,191,000		5,191,000	4,103,802	木津川市より補助金 京都府より補助金(日本語事業へ充当)
事業収入	25,000		25,000	41,100	事業参加費
負担金収入	2,500,000		2,500,000	2,500,000	中学生海外派遣事業参加者負担金
雑収入	10,400		10,400	15	預金利息・保険代等
繰越金	486,751		486,751	486,751	前年度繰越金
合計	8,443,151		8,443,151	7,313,668	

(支出の部)

単位：円

科目	予算	流用額	流用後予算	決算	備考		
海外交流委員会	中学生海外派遣事業	報償費	30,000		30,000	0	
		旅費	5,945,000		5,945,000	5,716,665	派遣旅費
		消耗品費	60,000		60,000	41,948	交流会用風船、紙コップ等
		印刷製本費	100,000		100,000	68,200	報告書印刷代
		通信運搬費	30,000		30,000	12,294	郵送料等
		使用料	100,000		100,000	70,400	施設使用料、事前研修宿泊施設使用料
	補助金	200,000		200,000		0	
	サンタモニカ交流事業	報償費	40,000		40,000	25,000	交流会出演謝礼等
		旅費	40,000		40,000		0
		消耗品費	55,000	-20,000	35,000	16,443	紙コップ等
		食料費	130,000		130,000	127,706	交流会食材等
		通信運搬費	24,000		24,000		0
		使用料	84,000	22,000	106,000	104,310	施設使用料等
	派遣OB事業	消耗品費	20,000		20,000	6,656	紙皿等
		通信運搬費	30,000		30,000		0
		使用料	20,000		20,000	6,000	施設使用料等
	交換学生事業	報償費	5,000		5,000		0
		消耗品費	5,000		5,000		0
		通信運搬費	1,000		1,000		0
		使用料	5,000		5,000		0
	海外文化交流事業	補助金	200,000		200,000		0
		消耗品費	50,000		50,000		0
		通信運搬費	50,000		50,000	18,319	郵送料等
	日本語教室委員会	日本語教室関連	使用料	10,000		10,000	200
旅費			10,000		10,000	2,360	研修・会議旅費
消耗品費			55,000		55,000	44,805	テキスト更新等
使用料			68,700		68,700	64,100	施設使用料
行事費		0		0		0	
委託料		5,000		5,000	2,430	パンフレット等	
日本語教授法研修		旅費	4,500		4,500		0
		消耗品費	8,000		8,000	5,931	コピー用紙等
		使用料	28,500		28,500	7,000	施設使用料
		報償費	203,400		203,400	101,360	講師費用等
	使用料	56,500	11,000	67,500	66,738	施設使用料等	
	報償費	22,500		22,500		0	
共生委員会	共生イベント	消耗品費	17,500		17,500	7,494	ネームシール等
		通信運搬費	84,000	-11,000	73,000		0
		行事費	0		0		0
		印刷製本費	43,500		43,500	5,910	チラシ印刷費用
		委託料	0		0		0
広報委員会	広報事業	通信運搬費	60,000	20,000	80,000	79,200	サーバー使用料等
		消耗品費	30,000		30,000		0
		使用料	11,000		11,000		0
		旅費	10,000		10,000		0
事務局費	事務局費	消耗品費	40,000		40,000	29,529	封筒等
		印刷製本費	30,000		30,000		0
		通信運搬費	120,000		120,000	119,962	郵送料等
		保険料	40,000		40,000	23,652	ボランティア保険
		使用料	30,000	10,000	40,000	39,290	施設使用料
		負担金	13,000		13,000	13,000	京都府国際センター賛助会員会費
	予備費	218,051	-32,000	186,051		0	
合計	8,443,151		8,443,151	6,826,902			

収入合計 7,313,668

円 - 支出合計 6,826,902 円

差引残高

486,766

円については次年度へ繰り越します。

会計監査報告

木津川市国際交流協会規約第8条の規定により、令和5年度事業内容及び会計について、令和6年4月20日に監査いたしましたところ、預金通帳及び領収書等は整備されており、その執行は適正と認められたので報告いたします。

令和6年4月20日

監事 今井 直樹



監事 堀江 真美



令和6年度 事業計画 (案)

期 日	事 業 名	場 所
令和6年4月～ 令和7年3月	日本語教室開催	庁舎北別館
5月18日	令和6年度国際交流協会総会	中央交流会館
8月	木津川市中学生海外派遣事業（サンタモニカ市へ派遣）	アメリカ
10月	木津川市中学生海外派遣事業市民報告会	東部交流会館
未定	ペンパル事業	
未定	日本語教授法研修会	東部交流会館等
未定	多文化共生イベント 英語で世界を知ろう	未定
11月	木津川市木の津まつりへ出店	中央体育館
2月	多文化共生イベント 日本語実践学習・異文化体験学習	市内又は 近隣市町村

規約第16条により 下記の委員会を設置します。

1. 日本語教室・多文化共生委員会

目的：外国人住民が安心して暮らせる木津川市を目指し、企画・運営・推進

- ・日本語教室（毎週日曜日10時～11時30分）
- ・日本語教授法研修
- ・多文化共生活動（異文化交流学習・国際交流イベント・災害時の連携対応等）

2. 海外交流委員会

目的：海外交流事業（受け入れ・派遣）の企画・運営・推進

- ・サンタモニカ ジョンアダムス中学校、サンタモニカ高校との交流
- ・派遣団員の国際交流事業
- ・派遣OB事業

3. 広報委員会

目的：国際交流協会広報活動の企画・運営・推進

- ・協会ホームページの更新・管理
- ・協会活動の広報・周知活動

*委員会の構成は会員・協会役員とする。

(収入の部)

単位：円

科目	予算	昨年度予算	比較増減	備考
会費	230,000	230,000	0	会員110名*2,000円、法人1*10,000円
補助金	5,000,000	5,000,000	0	木津川市より補助金
京都府日本語教育補助金	204,000	191,000	13,000	京都府より補助金
事業収入	18,000	25,000	△7,000	事業参加費
負担金収入	2,500,000	2,500,000	0	中学生海外派遣事業参加者負担金
雑収入	10,800	10,400	400	預金利息・保険代等
繰越金	486,766	486,751	15	前年度繰越金
合計	8,449,566	8,443,151	6,415	

(支出の部)

単位：円

科目	予算	昨年度予算	比較増減	備考			
海外交流委員会	中学生海外派遣事業	報償費	30,000	30,000	0	事前研修講師料	
		旅費	6,030,000	5,945,000	85,000	派遣旅費	
		消耗品費	60,000	60,000	0		
		印刷製本費	100,000	100,000	0	報告書印刷代	
		通信運搬費	30,000	30,000	0	郵送料等	
		保険料	5,000	0	5,000		
		使用料	100,000	100,000	0	施設使用料、事前研修宿泊施設使用料	
	補助金	200,000	200,000	0	参加負担金補助		
	サンタモニカ交流事業	報償費	40,000	40,000	0	交流会謝礼等	
		旅費	40,000	40,000	0	交通費等	
		消耗品費	40,000	55,000	△15,000		
		食料費	130,000	130,000	0		
		通信運搬費	24,000	24,000	0	郵送料等	
		保険料	5,000	0	5,000		
		使用料	100,000	84,000	16,000	施設使用料等	
	派遣OB事業	消耗品費	20,000	20,000	0		
		通信運搬費	30,000	30,000	0	郵送料等	
		使用料	13,000	20,000	△7,000	施設使用料等	
	交換学生事業	報償費	5,000	5,000	0		
		消耗品費	5,000	5,000	0		
		通信運搬費	1,000	1,000	0	郵送料等	
		使用料	5,000	5,000	0	施設使用料等	
	海外文化交流事業	補助金	200,000	200,000	0	参加補助金	
		消耗品費	10,500	50,000	△39,500		
		通信運搬費	30,000	50,000	△20,000	郵送料等	
	日本語教室委員会	日本語教室関連	使用料	5,000	10,000	△5,000	施設使用料等
			旅費	10,000	10,000	0	研修・会議旅費
消耗品費			46,000	55,000	△9,000	テキスト更新等	
使用料			68,700	68,700	0	施設使用料	
日本語教授法研修		委託料	10,000	5,000	5,000		
		旅費	18,900	4,500	14,400	講師派遣	
		消耗品費	6,000	8,000	△2,000		
		会議費	2,000	0	2,000	講師飲料費	
こどもサポート事業		使用料	28,500	28,500	0		
		報償費	189,000	203,400	△14,400	講師報償費	
共生委員会	共生イベント	旅費	0	0	0		
		消耗品費	5,000	0	5,000		
		使用料	10,000	0	10,000		
		報償費	0	0	0		
		使用料	96,000	56,500	39,500		
		報償費	43,500	22,500	21,000		
広報委員会	広報事業	消耗品費	21,000	17,500	3,500		
		保険料	4,000		4,000		
		通信運搬費	0	84,000	△84,000	材料費	
		印刷製本費	0	43,500	△43,500	材料費	
事務局費	事務局費	委託料	104,000	0	104,000	ホームページメンテナンス費用、リーフレット費用	
		通信運搬費	14,000	60,000	△46,000	サーバー使用料	
		消耗品費	5,000	30,000	△25,000		
		使用料	3,000	11,000	△8,000	施設使用料等	
	予備費	旅費	10,000	10,000	0	研修会参加旅費	
		消耗品費	40,000	40,000	0		
		印刷製本費	30,000	30,000	0		
		通信運搬費	120,000	120,000	0	郵送料等	
		保険料	38,000	40,000	△2,000	ボランティア保険	
		使用料	30,000	30,000	0	施設使用料	
負担金	13,000	13,000	0	京都府国際センター賛助会費			
予備費	225,466	218,051	7,415	予備費			
合計	8,449,566	8,443,151	6,415				

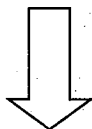
木津川市国際交流協会規約の一部改正について

木津川市国際交流協会規約の一部を次のように変更し、改正する。

【改正前】

第3条第3号

木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）・在勤・在学以外の者で入会を希望する場合は賛助会員とし、区別、会費とも前項と同じとする。但し一般会員であった者が、転住、転勤した場合、理事会の承認により一般会員を継続する事ができ、賛助会員である者も理事会の承認を得れば一般会員とすることができる。



【改正後】

第3条第3号

次に掲げる者を賛助会員とし、区別、会費とも前項と同じとする。賛助会員である者も理事会の承認を得れば一般会員とすることができる。

- (1) 木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）・在勤・在学以外の者で入会を希望する者
- (2) 協会が主催する日本語教室で学ぶ学習者

第6号議案

木津川市国際交流協会規約 (改正案)

(名称)

第1条 この会は、木津川市国際交流協会（以下「協会」という。英語表記は、KI ZUGAWA INTERNATIONAL EXCHANGE ASSOCIATION とし、略称は、K.I.E.A.とする。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、学研都市の中核として発展する木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 協会は、前条の目的に賛同する木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）在勤・在学している個人会員、法人会員をもって組織する。但し一般会員であった者が、転住、転勤した場合、理事会の承認により一般会員を継続する事が出来る。

2 会員は、次の会費を負担することとし、それぞれ1口以上の加入とする。

(1) 一般会員 年額1口 2000円

(2) 法人会員 年額1口 10000円

※また、一般会員のみ年度後半（10月1日以降）の新規入会者は年額会費を半額とする。

3 次に掲げる者を賛助会員とし、区別、会費とも前項と同じとする。賛助会員である者も理事会の承認を得れば一般会員とすることができる。

(1) 木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）・在勤・在学以外の者で入会を希望する者

(2) 協会が主催する日本語教室で学ぶ学習者

4 一般会員のうち、中学生・高校生である会員についてはその会費を免除することができる。

5 退会届をもって、退会とする。

(事業)

第4条 協会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画、実施及び支援
- (2) 国際交流に関する情報及び資料の収集並びに提供
- (3) 諸団体等との連携・協力による国際交流活動の推進
- (4) その他国際交流の推進に必要な事項

(役員)

第5条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 20名以内(会長、副会長を含む。)
- (4) 監事 2名
- (5) 会計 1名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長、会計は、理事の互選により選任する。

2 理事及び監事は、総会において会員(賛助会員を除く。)の中から選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または、増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

- 4 役員は、この協会の役員としてふさわしくない行為があった場合、または、特別の事情がある場合には、その任期中であっても理事会の議決によりこれを解任することができる。
- 5 役員が会員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

(役員職務)

第8条 会長は、協会を代表し、協会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理し、会長が欠けた時は、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、協会の業務を担当する。
- 4 監事は、協会の業務の執行及び会計を監査する。
- 5 会計は、会計業務を掌理する。

(顧問)

第9条 協会は、必要に応じ顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回新会計年度開始以降2ヶ月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認める場合には、理事会の決議を経て開催する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

4 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権は持たない。

5 次の号に掲げる事項については、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更に関する事
- (2) 理事及び監事の選任に関する事
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事
- (5) その他、協会の業務に関する重要事項

(理事会)

第 12 条 理事会は、理事をもって構成し、会長の提案に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画案、収支予算案及び事業報告案、収支決算案の策定に関する事
- (2) その他総会に付議すべき議案に関する事

2 理事会は、理事の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

(会議の招集)

第 13 条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は会長が指名する。

(議決)

第 14 条 会議の議決は、出席者の過半数（賛助会員を除く）をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が議決する。

(事務局)

第 15 条 協会に事務局を置く。

2 事務局は、木津川市役所内に置く。

3 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会等)

第16条 協会は、必要に応じて常設、または、臨時の専門委員会等を設置することができる。

2 委員会は定期的に開催し、年4回以上を目安に開催するものとし、理事会で報告することとする。

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協会の経費)

第18条 協会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成14年3月10日から施行する。
- 2 協会設立当初の役員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 3 第17条の規定にかかわらず、平成14年度の会計年度は、平成14年3月10日から翌年3月31日までとする。
- 4 この規約は、平成18年5月21日から施行する。
- 5 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成20年4月1日から施行する。
- 7 この規約は、平成21年5月10日から施行する。
- 8 この規約は、令和2年7月27日から施行する。
- 9 この規約は、令和4年5月7日から施行する。
- 10 この規約は、令和5年5月20日から施行する。
- 11 この規約は、令和6年5月18日から施行する。

委員会組織変更について ~~(案)~~

木津川市国際交流協会の委員会を「海外交流委員会」「日本語教室委員会」「多文化共生委員会」「広報委員会」より「海外交流委員会」、「日本語教室・多文化共生委員会」、「広報委員会」に改める。

木津川市国際交流協会旅費規程

(目的)

第1条 この規定は、木津川市国際交流協会の職務のため出張する当協会会員及びその協力者に対して支給する旅費に関し、諸般の基準を定めて費用の適正な支出を図ることを目的とする。

(出張依頼等)

第2条 出張依頼は会長またはその委任を受けた者が発することができる。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道を使用した場合において、その乗車に要する旅客運賃により支給する。
- 3 船賃は、水路を使用した場合において、その乗船に要する旅客運賃により支給する。運賃の等級が2以上に区分される場合は、その上級の旅客運賃を支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、現に支払った旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路について、個人が所有する車両を使用した場合において、鉄道等公共交通機関の最寄り駅までの旅客運賃等に換算し、支給する。
- 6 有料道路通行料は支出しない。
- 7 定期路線旅客自動車を使用した場合は、最寄り駅までの運賃を支給する。
- 8 宿泊料は、出張中の宿泊にかかる費用（食事代除く）について、現に支払った宿泊料のうち12,000円を上限に支給する。ただし、宿泊料に含まれる朝食費用は、これを支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

- 2 旅費の計算は木津川市外に出張した場合に計算する。

(旅費の請求手続き)

第5条 旅費の支給を受けようとする出張者は所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(旅費の特例)

第6条 この規定に定めのないものについては、請求があった場合に理事会で審議し、会長が決定するものとする。

(施行期日)

この規定は平成24年1月1日から施行する。

木津川市国際交流協会 中学生派遣事業関係（内規）

個人負担の助成制度

就学援助費（中学生）：生活保護、準生活保護（住民税非課税世帯）

通常負担の10分の4を補助いたします。（申請書提出）

平成27年度から 実施

令和6年度本部役員及び理事・監事構成名簿

役 職	氏 名
会長	坂寄 正男
副会長 日本語委員長	高岡 尚介
副会長	栗本 佳祐
副会長 広報委員長・多文化共生担当	横山 治生
理事 海外交流委員長	西脇 弘乃
会計・理事	尾崎 田鶴
理事	生拔 麻衣
理事	江尻 知穂
理事	松本 順子
理事	宮川 慶子
理事	山崎 利彦
監事	今井 直樹
監事	堀江 真美

